

2018年7月6日

平成29年度「過労死等の労災補償状況」に対するコメント

過労死弁護団全国連絡会議幹事長
弁護士 川 人 博

本日公表された平成29年度「過労死等の労災補償状況」について、下記のとおりコメントします。

1. 平成29年度において脳・心臓疾患および精神疾患ともに請求件数が大幅に増加しているのは、職場の過労疾病・過労死の実態が深刻であることを意味している。
2. 脳・心臓疾患の労災認定件数として引き続き運送業・建設業が多いことが示されており、これらの業種を適用除外とした「働き方改革法」の問題点を改めて浮き彫りにした。これらの業種について、早急に過重労働をなくすための国家的な取り組みが必要である。
3. 精神障害の支給決定件数が多い業種として医療・福祉があげられているが、病院や介護施設等で働く人々の心理的負荷がたいへん大きいことを示すものであり、これらの職場で働く人々の過重労働や精神的ストレスを軽減する国家的な取り組みが必要である。
4. 上記1のとおり、請求件数が増えているが、この数字はまだ氷山の一角に過ぎない。例えば、警察庁が公表済の平成29年の「勤務問題が原因・動機の自殺」数は、1991人に達している。他方、自殺案件で1年間に労災申請しているのは約200件余であり、およそ10%に過ぎない。したがって、今回の労災認定件数をもって我が国の過労死の実数と考えるのは不正確であり、より国は被害の実態把握に努め、過労死防止の取り組みを推進しなければならない。
5. 今回、裁量労働制適用労働者の労災認定に関する資料が公表されたが、脳・心臓疾患、精神障害とも、労災認定率は50%を超えており、裁量労働制労働者の過労死が広がっていることを示している。なお、当弁護団が担当している事件の中で、平成29年度中に労災認定される見込みだった裁量労働制事案が、不明瞭な形で平成30年4月以降に決定が延ばされているものが一定数あることを指摘しておく。
6. 労基法41条2号の「管理監督者」扱いの事案の統計が出されていないのは問題である。けだし、管理監督者名目で労働時間規制を行っていない事案で、労災申請・労災認定されているケースが相当数に上ると推定されるからである。
労働時間規制の対象外に置かれている労働者の過労死をなくすために、取り組みを抜本的に強化する必要がある。

以上